

株 式 会 社 ケア・ハート
グループホームしあわせ広場 えびがせ
重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

1 運営方針

要介護者であって認知症の状態にあるご利用者が、共同生活において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

- ① ご利用者の認知症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、心身の状況を踏まえ、適切なサービスを提供します。
- ② ご利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮します。
- ③ ご利用者または他のご利用者の生命・身体の保護のために緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ④ サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

2 認知症対応型共同生活介護（介護予防も含む）の概要

(事業所名) グループホームしあわせ広場 えびがせ
(所在地) 新潟県新潟市大形本町 5 丁目 4 番 2 1 号
(電話番号) 025-270-0810
(管理者) 青木 将人
(指定年月日) 平成 2 4 年 4 月 1 日
(利用定員) 9 名
(居室等の概要)

室名	室数・面積	設備
居室（クローゼットを除く ㎡数）	9 部屋(全個室) 8.08 ㎡～9.87 ㎡	エアコン 換気扇
居間、食堂	1 ヶ所 43.69 ㎡	洗面台・イス・テーブル 床暖房設備
脱衣室・洗濯室	1 ヶ所	洗濯機、汚物流し
トイレ	3 ヶ所	車椅子対応、手すり
浴室	1 ヶ所	シャワーチェア、手すり
事務室	1 ヶ所	

- * 上記は厚生労働省が定める基準により設置が義務づけられている施設・設備のほか、日常生活で必要、主要な施設、設備です。
- * ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合には、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定します。

3 職員の配置状況

当事業所では以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、介護保険の指定基準を厳守しています。

職種	人数
1、管理者	1 名
2、計画作成担当者	1 名（介護兼務）
3、介護職員	5 名 以上

（職員の勤務体制）

職種	勤務体制
1、管理者	9 時 30 分～18 時 30 分
2、介護職員	早番 7 時 00 分～16 時 00 分 遅番 10 時 00 分～19 時 00 分 9 時 30 分～18 時 30 分 夜勤 16 時 00 分～10 時 00 分

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所ではご利用者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者にご負担いただく場合

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスは介護保険のサービス利用に係る自己負担額（1 割負担部分）含まれたサービスです。

※平成 27 年 8 月から、一定以上の所得（本人所得合計額が 160 万円以上で、同一世帯の 65 歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額が 2 人以上世帯で 346 万円以上、単身世帯で 280 万円以上）がある 65 歳以上の人がサービスを利用したときは、自己負担額が 2 割に変更になります。平成 30 年 8 月からは（本人所得合計額が 220 万円以上で、同一世帯の 65 歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額が 2 人以上世帯で 463 万円以上、単身世帯で 340 万円以上）がある 65 歳以上の人がサービスを利用したときは、自己負担額が 3 割に変更になります。

《サービスの概要》

① 食事(但し、食材料費は別途いただきます。)

- ・当事業所では、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただきます。
- ・ 食事時間は、概ね、朝食は午前 7 時 30 分 昼食は午後 12 時 夕食は午後 6 時
お茶の時間は午前 10 時、午後 3 時とします。

② 入浴

- ・入浴は、ご利用者の希望により随時行います。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ご利用者の心身の状態に応じて、日常生活をおくるのに必要な機能の回復またはその減退を防止するためレクリエーションなどを通して生活リハビリを行います。

⑤ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうようにします。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を援助します。

《サービス利用料金》

下記の利用料金表(日額)によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払いください(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。また介護保険法による報酬改正等により基本料金・加算料金の変更がある場合があります。)

項目		要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本料金	日額利用料金	7,610 円	7,650 円	8,010 円	8,240 円	8,410 円	8,590 円
	自己負担額	761 円	765 円	801 円	824 円	841 円	859 円
初期加算	日額利用料金	300 円					
	自己負担額	30 円					
サービス提供体制強化 加算Ⅰ	日額利用料金	220 円					
	自己負担額	22 円					
サービス提供体制強化 加算Ⅱ	日額利用料金	180 円					
	自己負担額	18 円					

サービス提供体制強化加算Ⅲ	日額利用料金	60 円		
	自己負担額	6 円		
科学的介護推進体制加算	月額利用料金	400 円		
	自己負担額	40 円		
医療連携体制加算(Ⅰ)	日額利用料金	イ 570 円	ロ 470 円	ハ 370 円
	自己負担額	57 円	47 円	37 円
医療連携体制加算(Ⅱ)	日額利用料金	50 円		
	自己負担額	5 円		
協力医療機関連携加算	月額利用料金	(1) 1000 円	(2) 400 円	
	自己負担額	100 円	40 円	
退居時情報提供加算	1 回利用料金	2500 円		
	自己負担額	250 円		
地域区分	上記、基本料金、当事業所が算定する各加算に 10.14 を乗じたものから、介護保険給付を差し引いたものが地域区分の自己負担となります。			
介護職員等処遇改善加算	各要件を満たすことにより、各月の介護保険適用分の利用料金の合計額にⅠ(18.6%)・Ⅱ(17.8%)・Ⅲ(15.5%)・Ⅳ(12.5%)のいずれかを乗じた額の処遇改善加算が加わります。			

- * 上記の基本料金、各加算料金は、介護保険法による報酬改定等により変更となる場合がございます。変更があった場合は、その都度、ご説明をさせて頂き、変更された額に合わせて、自己負担額を受領させて頂きます。
- * 初期加算は入居した日から 30 日以内に限りご負担いただく金額です。
- * サービス提供体制強化加算Ⅰは、介護職員の総数に占める介護福祉士資格取得者の割合が 70%以上または勤続 10 年以上の介護福祉士が 25%以上を配置している事業所に付く加算です。
- * サービス提供体制強化加算Ⅱは、介護職員の総数に占める介護福祉士資格取得者の割合が 60%以上を配置している事業所に付く加算です。
- * サービス提供体制強化加算Ⅲは、介護職員の総数に占める介護福祉士資格取得者の割合が 50%以上、または常勤職員を 75%以上、または勤続 7 年以上の介護職員を 30 パーセント以上配置している事業所に付く加算です。
- * 科学的介護推進体制加算は、入居者様の ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状態等を等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービ

ス計画を見直すなど、サービスの提供にあたり提出している情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している事業所に付く加算です。

- * 医療連携加算(Ⅰ)イは事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置、ロは事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置、ハは病院、訪問看護ステーションと契約をして看護師を1人常駐させているグループホームへ加算となります。
- * 協力医療機関連携加算は協力医療機関が①ご利用者等の病状が急変した場合等において、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること②高齢者施設等から診療の求めがあった場合において常時確保していること、かつ協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該ご利用者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合に加算となります。
- * 退所時情報提供加算は医療機関へ退所する入居者等について、退所後の医療機関に対して入居者等を紹介する際、入居者との同意を得て、当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入居者等1人につき1回に限り算定となります。
- * 介護職員処遇改善加算は、下記の条件を満たしている事業所に付く加算です。
 - 1 キャリアパス要件
 - ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をしていること
 - ② 資質向上のための計画を策定し、研修の実施または研修の機会を設けること
 - ③ 経験・資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の規定に基づき昇給をする仕組みを設けること
 - 2. 職場環境要件
 - ① 資質の向上の取り組みを行なっていること
 - ② 労働環境・処遇改善の取り組みを行なっていること
- * 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ、Ⅱは、下記の条件を満たしている事業所に付く加算です。
 - ① 現行加算要件（介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること）
（特定処遇改善加算Ⅰの算定はサービス提供体制加算Ⅰを算定している必要があります。）
 - ② 職場環境要件（複数の取り組みを行なっていること）
 - ③ 見える化要件（取り組みについて介護サービス情報公表、ホームページへの掲載等により公表していること）
- * 介護職員ベースアップ等支援加算は、下記の条件を満たしている事業所に付く加算です。
 - ① 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを取得している事業所であること
 - ② 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等に用いていること。
- * 介護職員等処遇改善加算(令和6年6月1日～)は経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること、改善後の賃金年額440万円以上が1人以上、職場環境のさらなる改善、見える化、資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備、職場環

境の改善、賃金体系等の整備及び研修の実施等の算定要件を満たした際に加算となります。

上記、各加算については、当事業者が算定要件を満たした際に受領させていただきます。

また、今後、介護保険法の改定により、介護報酬の単位数、加算要件に変更があった場合、変更となった単位数に合わせて、ご利用者負担額を変更させていただきます。

(2) 介護保険の給付とならないサービス

項目	内容	ご利用料金
住居費	家賃	50,000 円／月(35,500 円／月)
水光熱費	居室及び共用部を含みます。	20,400 円／月(20,400 円月)
食費	食事の材料費	朝食 400 円(400 円) 昼食 450 円(450 円) 夕食 500 円(500 円) おやつ 100 円(100 円) 合計 1,450 円／日 合計(1,450 円／日)
おむつ代		実費
理美容代	理・美容師による散髪	実費
その他費用	上記以外にかかった費用	実費

※生活保護受給者の方は()内のご利用料金となります。

⑥ 月の途中に入居の場合、各項目ごとに日割り計算となります。

⑦ 月の途中で退居される場合、その月の住居費、通信費は返還致しません。水光熱費、食事費については日割り計算にて返還いたします。

⑧ 外出・外泊は前日までに、利用者及びそのご家族から届出があれば、その時の食事は欠食となり利用料から差し引きます。当日の申し出は準備の都合の為欠食とはなりません。

(3) 利用料金のお支払い方法

ご利用者の当月ご利用料金の請求書を翌月 20 日頃までにご家族に送付し、その月末に口座振替又は現金にてお支払いください。

5 当事業所をご利用の際に留意していただく事項

面会	午前 8 時 30 分～午後 7 時まで、面会簿の記入と職員への声かけをお願いします。
外出、外泊	行き先、帰宅時間を外出・外泊届けに記入し職員に渡して下さい。
居室・設備・器具の利用	居室・設備・器具等は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により著

	しい汚れ、破損等が生じた場合は弁償していただくことがあります。
迷惑行為等	喧嘩、暴力、中傷、口論、雑音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、事業所内での勧誘活動(宗教活動、政治活動、営利活動)は禁じられています。
所持品の管理	所持品は、利用者各自の責任において管理していただきます。なお、所持品は、日常生活用品のみとし、貴重品は持ち込まないでください。
動物等の持ち込み	事業所内にペットを持ち込むことは禁止します。

6 協力医療機関

当事業所は、ご利用者の病状の急変等に対応するため、下記の医療機関と連携しています。

協力医院	東ニイガタ友愛クリニック とさわ診療所 にいがた在宅診療所
協力歯科医院	竹本歯科医院
協力老人保健施設	介護老人保健施設 尾山愛広苑

7 苦情の受付について

(1)当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けています。

- 苦情受付窓口 当ホーム事務所内
- 苦情受付担当者 高橋千穂
- 苦情受付責任者 青木 将人
- 受付時間 毎日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
電話 025-270-0810

* 事業所には常時、職員が居りますので、上記受付時間外でも苦情・相談を受け付けます。
対応した職員が管理者に連絡し、迅速に対応します。

○苦情処理第三者委員（公平中立な立場で苦情を受け付け相談にのっていただける委員）
ふれあいの杜沼垂 ホーム長 高橋 佳子 様 電話：025-250-5882

(2)行政機関その他苦情受付機関

新潟市役所介護保険課	電話 025-226-1273
新潟県国民健康保険団体連合会介護保険課	電話 025-285-3072

8 運営推進会議の設置

事業者は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容等についての評価要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

- ・構成：ご利用者、ご利用者ご家族代表、民生委員、地域包括支援センター職員等
- ・開催：概ね年6回開催
- ・議事録：内容・評価・要望・助言等について記録作成し開示

9 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者の病状が急変した場合などには、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

10 事故発生時の対応と賠償責任について

サービス事業により事故が発生した場合には、家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、損害の発生についてご利用者に故意、または過失が認められた場合、ご利用者の心身の状況を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

11 (感染症の予防及びまん延防止の措置)・衛生管理について

事業所の設備、備品等については消毒等の衛生管理を徹底し、空調設備により適切な温度管理を行います。また、ご利用者、職員ともに手洗い、うがいを励行し、感染予防の徹底に努めます。

(1)指針の整備

(2)感染症委員会の開催

(3)研修・訓練の実施

※感染症の予防及びまん延防止の訓練は業務継続計画（感染症）の訓練と一体的に実施されます。

12 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得たご利用者またはご家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員と誓約書を交わしています。

ご利用者の尊厳 利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し職員教育を行います。

13 虐待防止に関する対策

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 指針の整備
- (2) 虐待防止委員会の開催
- (3) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (4) ご利用者及びそのご家族からの苦情処理体制の整備
- (5) その他虐待防止のために必要な措置
- (6) 担当者の設置（担当者は管理者となります。）

14 身体拘束の禁止 原則としてご利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前にご利用者及びご家族へ十分な説明をし、同意を得ます。また、身体的拘束等適正化検討委員会を開催し予防対策に努めるとともに、定期的に研修を行い、職員に周知徹底を図ります。

15 非常災害対策

非常災害が発生した場合、従業者はご利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとることとします。

非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行います。

- ・業務継続計画(BCP)の策定
- ・自然災害・感染症(BCP)についての研修・訓練の実施

※感染症の訓練に関しては感染症の予防及びまん延防止の訓練と一体的に実施されます。

16 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和 6 年 7 月 12 日
実施した評価機関の名称	MMC 総合コンサルティング株式会社
評価結果の開示状況	ファイルにて玄関に開示

重度化対応・終末期ケアの対応指針

グループホームしあわせ広場 えびがせ

この指針は、ご利用者が認知症の進行、病状の進行、身体的機能低下、緊急事態等により、近い将来死に至ることが予想される場合における、当グループホーム（以下「ホーム」という。）の対応について定める。

この対応にあたっては、ご利用者及びご家族の意向を最大限尊重しなければならない。

1、ご利用者、ご家族の同意

この指針は、入居時（又は当該制度の適用申請時）にご利用者及びご家族に説明し、同意を得るものとする。

1、日常生活の健康管理

当ホームに看護師 1 名以上を配置し、24 時間連絡可能な職員体制を整える。また、協力医療機関における定期的な受診によって、利用者各人の心身の状態を的確に把握し、ご家族に報告する。

1、終末期の介護

当ホームは、緊急事態による場合を除き、終末期の介護は行わない。但し、今後の利用者の方向性について、次の支援を行うものとする。

- （1）ご利用者に要介護度 5 の認定が予想される場合、老人保健施設等その他の施設についての理解を求め、その入所手続きを支援する。
- （2）医師の診察により、医療機関での対応の必要性が高いと判断された場合、ご家族にその内容を説明し、滞りなく入院できるよう支援する。

入院期間中の利用料金は、住居費（家賃）のみとし、期間が 30 日以上に及ぶときは、その決定時点で退居するものとする。

1、緊急時の対応

緊急時に備え「緊急時の連絡体制」を整えるとともに、緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、救急搬送等の必要な措置をとる。

1、看取り介護

止むを得ない事情により、当ホームで看取り介護を行うときは、看護師及び介護職員が共同し、事前にご家族の同意を得たうえで、適切な介護を行うものとする。